神奈川県のうち 座間市	同時に給油することができる自動車の数が四以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十一キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が九キロリットル以上
五　容量十一・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

の次に

神奈川県のうち 高座郡のうち寒川町	同時に給油することができる自動車の数が八以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を、

新潟県のうち 新潟市のうち北区	同時に給油することができる自動車の数が四以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が二十三キロリットル以上
五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

の次に

新潟県のうち 新潟市のうち東区	同時に給油することができる自動車の数が六以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を、

福岡県のうち 福岡市のうち中央区	同時に給油することができる自動車の数が六以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上

の

四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

次に

福岡県のうち 福岡市のうち南区	同時に給油することができる自動車の数が五以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十九キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量五・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を

加え、

宮城県のうち 黒川郡のうち富谷町	同時に給油することができる自動車の数が四以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十八キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上
五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

、

東京都のうち 武蔵野市	同時に給油することができる自動車の数が六以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

、

神奈川県のうち 海老名市	同時に給油することができる自動車の数が八以上

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上
二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上
三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上
五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること